

## 令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、汚水処理施設未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理対策を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から公共浄化槽に転換する者に対し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を処理し、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道(以下「終末処理下水道」という。)以外に放流するための設備をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽(し尿のみを処理するものに限る。)
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。)をいう。
- (4) 公共浄化槽 白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例(平成14年3月25日条例第6号)により、町が設置する合併処理浄化槽をいう。
- (5) 専用住宅 主として居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設するものにあつては、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること。)をいう。
- (6) 転換 専用住宅において設置された既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽(以下「単独処理浄化槽等」という。)を、同一敷地内において公共浄化槽に設置替えすることをいう。ただし、公共浄化槽の設置に伴い、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認申請を要しないものをいう。
- (7) 宅内配管工事 公共浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (8) 撤去工事 転換に付帯して既設の単独処理浄化槽等を全て撤去する工事をいう。ただし、単独処理浄化槽等が建物基礎に密接している等の理由により、全て撤去することが困難であると認められる場合はこの限りではない。

### (交付の対象)

第3条 専用住宅において、既設の単独処理浄化槽等から、公共浄化槽へ転換を行う者で、次の各号に適合する者に補助金を交付する。

- (1) 公共浄化槽の分担金の支払いを完了した者
- (2) 町長が定める期間内に完了実績報告書を提出できる者
- (3) 町税等に滞納がない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額を上限とし、当該工事費の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

- (1) 宅内配管工事に係る費用 30万円
- (2) 既設単独処理浄化槽の撤去工事に係る費用 12万円
- (3) 既設汲み取り便槽の撤去工事に係る費用 9万円

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 付近案内図
- (2) 既設単独処理浄化槽等からの転換であることを証する書類
  - ① 住宅の平面図
  - ② 建物配置及び配管図(着工前と完成予定図)
  - ③ 単独処理浄化槽等の撤去前の写真
- (3) 工事請負契約書及び見積書の写し(宅内配管工事及び単独処理浄化槽等の撤去工事の内訳がわかるものとする)
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 既設単独浄化槽等を全て撤去することが困難な場合は、その内容を記した理由書
- (6) 分担金支払い証明書(分担金納入領収書の写し)
- (7) 納税証明書等
- (8) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付決定書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付申請の内容から2割以上の変更をするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合は、町長に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内(第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから1か月以内)又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 施工状況を明らかにする写真
- (2) 工事費請求書または領収書の写し
- (3) 竣工図
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、第9条の規定による補助金の交付額の確定後、令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

白鷹町長

殿

申請者 住所 白鷹町大字  
氏名  
電話番号

令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付申請書

令和6年度において、補助金の交付を受けたいので、白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

設置場所	白鷹町大字	番地
交付申請額	金 (内宅内配管工事費 (内単独処理浄化槽等撤去工事費	円 円) 円)
住宅等所有者	1 本人 2 共有( 人) 3 その他( )	
着 予定年月日	令和 年 月 日	
事業完了 予定年月日	令和 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 付近案内図 <input type="checkbox"/> 既設単独処理浄化槽等からの転換であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 住宅の平面図 <input type="checkbox"/> 建物配置及び配管図(着工前と完成予定図) <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽等の撤去前の写真 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書及び見積書の写し(工事費内訳を明記したもの) <input type="checkbox"/> 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 <input type="checkbox"/> 既設単独浄化槽等を全て撤去することが困難な場合は、その内容を記した理由書 <input type="checkbox"/> 分担金支払い証明書(分担金納入領収書の写し) <input type="checkbox"/> 納税証明書等	

※ 申請あたっては、裏面の誓約を確認の上、□に「レ」を記入すること。  
 上記申請に基づき審査の結果、次のとおり決定してよろしいか伺います。

総務課長	課長	課長補佐	係長	係	起案	令和 年 月 日
					決裁	令和 年 月 日
決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない					
条件及び指示事項						

様式第1号(第5条関係)裏面

私は、この度の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- 私は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員等(同法第2条第6項に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
  - ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

様式第2号(第6条関係)

## 令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付決定通知書

指令第 号

申請者 住所 白鷹町大字  
氏名 様  
電話番号

令和 年 月 日付で申請のあった令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金について、下記により交付決定する。

令和 年 月 日

白鷹町長

記

I 交付金額 金 円

II 交付条件等

- 補助対象者は、令和 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。  
補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了できないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 承認事項等  
(1) 補助対象者は、次の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。  
ア 補助事業の内容を2割以上変更しようとするとき。  
イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。  
(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 状況報告  
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告しなければならない。
- 実績報告  
補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内（第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 補助金の確定等  
町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
- 補助金の交付等  
補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求によりその全額を交付する。

様式第3号(第6条関係)

## 令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金不交付決定通知書

第 号

申請者 住 所 白鷹町大字  
氏 名 様  
電話番号

令和 年 月 日付で申請のあった令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金  
については、下記により不交付とする。

令和 年 月 日

白鷹町長

記

(理由)

様式第4号(第7条関係)

## 令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住 所 白鷹町大字  
氏 名  
電話番号

令和 年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金について、申請内容を下記の通り変更したいので、承認願います。

### 記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)



様式第5号(第8条関係)

令和 年 月 日

白鷹町長

殿

申請者 住 所 白鷹町大字  
氏 名  
電話番号

## 令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度白鷹町浄化槽整備事業が完了したので、関係書類を添えて下記の通り報告します。

### 記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

### その他の添付書類

- (1) 施工状況を明らかにする写真
- (2) 工事費請求書または領収書の写し
- (3) 竣工図
- (4) その他、町長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

令和 第 年 月 日

様

白鷹町長

## 令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付で報告のあった令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金については、下記の通りその額を確定したので通知する。

記

金 円

白鷹町長 殿

補助対象者 住所  
氏名

### 令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付 第 号で額の確定のあった令和6年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金について、同補助金交付要綱第10条の規定により交付されるよう、下記のとおり請求いたします。

#### 記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先口座

	銀行		本店
	農協		支店

当座・普通	口座番号		番
-------	------	--	---

フリガナ																			
口座名義人(申請者)																			